

令和5年12月8日

報道機関各位

青森県選挙管理委員会事務局

田子町議会議員一般選挙における当選の効力に関する
審査の申立てに係る裁決について

令和5年4月23日執行の田子町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選人北田騰氏（以下「当選人」という。）の当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、本日付けで棄却する裁決を行いましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 審査の申立ての要旨

本件選挙における当選人の当選の効力に関する異議の申出について、田子町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）が令和5年6月2日付けで行った上記異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を不服として、当委員会に対し、原決定の取消しを求めるとともに、当選人の当選を無効とする裁決を求めて審査を申し立てたもの。

2 審査の申立ての理由（概要）

町委員会の決定は、当選人の生活実態等について十分な調査がなされないまま行われたものであり、当選人は田子町における本件選挙前引き続き3か月、すなわち、令和5年1月23日から同年4月23日までの期間において、居住の実態があるとは認められない。

3 主文

本件審査の申立てを棄却する。

4 裁決の理由（概要）

下記の理由により、当選人は、令和5年4月23日の時点で引き続き3か月以上、当選人の田子町の住宅を生活の本拠としており、田子町内に住所を有していたと認められるので、本件選挙の被選挙権を有している。

(主な理由)

- ・ 当選人の田子町における地域活動等の状況から、田子町が当選人の社会活動の中心であり、田子町において相当の実体のある社会生活を営んでいる。
- ・ 当選人の田子町の住宅における電気・水道・ガス・灯油の使用状況が生活実態として整合的である。

報道機関用提供資料	
担当課	選挙管理委員会事務局
担当者	選挙グループ 川田副参事、楠美主査
電話番号	直通：017-734-9076 内線：5363、5365
事務局長	星 康二郎 内線：2110